

公共下水道使用料の賦課漏れに対する取組状況について

令和5年10月1日
秦野市上下水道局

平成28年度の公共下水道使用料賦課漏れの判明を機に、再発防止策として定期的に行っている新規水道開栓データの調査により、令和元年6月に新たな賦課漏れ及び誤賦課が判明しました。

市では、これまで本件について、対象者の方へお詫びと説明を実施し、適正な賦課の取組を進めてきました。すでに公共下水道使用料の新規の賦課はさせていただきますが、過去の使用開始に遡り賦課している状況の取組について、次のとおりお知らせします。

1 賦課について

地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）により、下水道使用開始日に遡り、最長5年間分の381万4,842円を、新規分とは別に請求を実施しています。

2 遡及分の納入状況について

(1) 対応状況

対象の方にご説明した状況は次のとおりです。

全ての対象者に対する説明は行っていますが、御理解をいただけるよう、丁寧な説明を重ねています。

項目	金額（円）	比率（％）
お支払了承	3,040,074	79.69
説明中	774,768	20.31
合計	3,814,842	100.00

(2) 納入金額（令和5年9月30日時点）

現時点でお支払いただいた納入額は次のとおりです。納入される方に配慮し、分割納付（最大5年）にも対応しています。

項目	金額（円）	比率（％）
納入済み額	2,250,174	58.98
未納入額	1,564,668	41.02
合計	3,814,842	100.00

なお、平成28年度の調査で判明した賦課漏れについての取組状況は、別ページでお知らせしています。